

(科目名) 知的所有権論		担当教員：平澤 卓人	2 単位
設 題			
<p>設問1 以下の【事例】を読み、【設問】に解答しなさい。</p> <p>【事例】</p> <p>Xは猪をモチーフにしたキャラクターAの著作者であり著作権者である。同キャラクターは既に公開されており人気を得ている。</p> <p>Yは、同キャラクターのコスプレをしてハロウィンのイベントに参加したいと考え、Aの着ぐるみを作成した。ただし、同着ぐるみは、耳の色や足の形がAとは異なっている。また同着ぐるみにはXの氏名は表示されていない。Yは同着ぐるみを着て、ハロウィンのイベントに参加した。同イベントに参加していたZは、着ぐるみを着たYの写真を撮影し、「このコスプレは、色が変更されており本当のAではない。言語道断である。コスプレでもやってはいけないことがある。クリエイターの権利が尊重されるべきだ。」とのコメントを付したうえで、同写真とともにウェブサイトに掲載した。同サイトにXの氏名は表示されていない。上記の着ぐるみと写真は、いずれもAの創作的表現を認識できるものとなっているとする。また、YとZはXから何の許諾も得ていないものとする。</p> <p>【設問】</p> <p>Y及びZの行為がXの著作権及び著作者人格権を侵害するのか検討しなさい。その際、著作権については著作権法21条～28条のどの権利を侵害するのか、著作者人格権については同法18条～20条のどの権利を侵害するのかを明らかにしなさい。また、著作権の制限（著作権法30条～47条の5）に該当する可能性があるれば、その規定が適用されるかどうかを検討するものとする。</p> <p>設問2 以下の【設例】を読み【設問】に解答しなさい。【設問】(1)と(2)は独立しているものとする。</p> <p>【設例】</p> <p>X社では、ある化学物質の新規の製造方法Aを開発した。この製造方法AはX社の製造コストを約1割削減できるものであった。X社では、製造方法Aをデータ化して社内のネットワークのサーバに保存し、外部には漏らさないようにしていた。このサーバには、従業員であれば、各自のIDとパスワードを入力すれば誰でもアクセスできたが、アクセスすると「製造方法Aは秘密であり外部に持ち出し禁止！」と表示されるようになっていた。また、社内の数か所に「製造方法Aの持ち出しは禁止です」との張り紙が張られていて、全従業員が見ることができた。</p> <p>【設問】</p> <p>(1) 製造方法Aが社外には知られていないとした場合、この製造方法Aが不正競争防止法の「営業秘密」として保護されるか検討しなさい。</p> <p>(2) X社の従業員Yが、製造方法Aを無断で持ち出し、インターネット上にアップロードしてしまったとする。その後、X社が製造方法Aを特許出願する場合、特許法のどのような要件が問題となるか検討し、どのような場合であれば特許を受けることができるか検討しなさい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			
作成方法は、ワープロのみ			
ワープロ	用紙等：(例) 本学通信教育部の標準フォーマット・コピー用紙等（無地）		
文字数等	指定なし		
注意事項			
その他			